

〔議案第 8 号 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表及び「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」の策定について〕

資料

- (1) 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」パブリック・コメントの結果について(案)
- (2) 寝屋川市小中一貫校設置実施計画(案)

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」パブリック・コメントの結果について（案）

1 パブリック・コメントの実施期間

平成29年1月10日（火）～平成29年2月9日（木）

2 意見提出数

67人 166件

寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方

No.	質	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
1 小中一貫教育の背景					
1	P2		素案P2の3行目「心身の成長に著しい差異が見られ、これまでに小学校の1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況となり」とあるが、小1も小6も一緒に指導してきた小学校があったのなら教えてほしい。	1	子どもの発達段階に小・中学校のシステムが対応し切れていないことなどの様々な課題解決のため、義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を行ってきたい。
2	P2		施設一体型にして小学1年生から中学3年生まで同じ建物で生活するほうが「同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況」にならないのか。	1	施設一体型の小中一貫校への移行については、これまで推進してきた小中一貫教育をもとに、更なる義務教育の質の向上を目指したものであり、また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月の開校を目指します。
2 寝屋川市の小中一貫教育					
3	P3		P3の1行目「小中一貫教育」は「小中連携教育」ではないか。寝屋川市がこれで行ってきたのは小中連携教育だと考える。	1	本市では平成17年度から、文部科学大臣指定「英語教育特別推進地域」により、「国際コミュニケーション」を設置する等、義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育「小中一貫教育」を推進してきました。
4	P3		素案P3の5行目「小中一貫教育により」は「様々な施策により」ではないか。寝屋川市がこれで行ってきたのは小中連携教育だと考える。	1	「小中一貫教育」を推進してきた。9年間で目指す子ども像を明確にする中で、特色ある中学校区づくりを推進し、子どもたち一人一人の学力・心力・体力を更に高める取組を推進してきたことから、原案のとおりとします。
5	P3		素案P3の12行目「これまで推進してきた小中一貫教育の成果」は「これまで推進してきた施策からの成果」ではないか。寝屋川市がこれで行ってきたのは小中連携教育だと考える。	1	9年間で目指す子ども像を共有し、学力向上や体力向上、生徒指導、英語教育等を推進してきたことから表れた小中一貫教育の成果であると考えています。
6	P3		数値で表された学力・体力や不登校率、英検受検率等は、小中一貫教育の成果と結び付けることはできない。疑問が払拭されたい。課題の詳細、分析や総括を示すこともしていない。疑問が払拭されないうちは、小中一貫校設置を行うべきではない。	2	これまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題等を踏まえ、次の小中一貫教育を進めていくためにも、新たなビジョンの共有が必要であることから、計画（素案）をお示しました。
7	P3		小中一貫教育の中身がよく分らない。	2	本市が平成17年度から推進している小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を行うものであります。
8	P3		小中一貫教育で全てがうまくいくとは言えない。	1	小中一貫教育により、児童・生徒の様々な課題が解消するだけでなく、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化につながっており、学力・体力の向上や不登校の減少等から見ても、確実に成果が見られるほか、教職員間における情報共有や指導力も向上していますが、今後もより一層、義務教育全体の質の向上を図るため、引き続き取組を推進します。
9	P3		小中一貫教育ではなく今の教育を進めてほしい。	1	本市は平成17年度から現在に至るまで小中一貫教育を行っており、現状、求められている教育内容に取り組んでいます。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
10	P3		小中一貫教育について、市民や保護者はどのように評価しているのか調査をしたのか。	1	平成28年8月に開催した「寝屋川教育フォーラム」のアンケートにおいて、「今後も小中一貫教育を推進していく必要がある」と思いますが、「すか」の問に対して、参加者（教職員・保護者・市民）の8割近くから肯定的な回答をいただいていることや、平成28年度の学校教育自己診断の保護者アンケートにおいても、小中一貫教育に関する認知度が66%に達しており、今後も推進する必要があると考えています。
11	P3		現場の教職員は、これまでの教育と今後の教育方針に対し、どのような意見を持ち、どのようにしていきたいと考えているのか。	1	
12	P3		12学園構想は子どもも保護者も教員も知らないうちに決められ、浸透もしていないため、現在の小中一貫教育を白紙にすべき。	1	
13	P3		小中連携は一定必要である。小中一貫教育が必要なのか、という議論は現場でほとんどとどされていない。	2	
14	P3		小中一貫教育になることによって、子どもたち一人一人に目を向けてもらえるのか。	1	本市は平成17年度より義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進しており、子どもたち一人一人の学力・心力・体力を高めるため、個に応じたきめ細かな指導を進めてまいりました。引き続き、子どもたち一人一人に、きめ細かな指導を進めます。
15	P3		国立教育政策研究所発行の「中一ギャップの真実」では「中一ギャップは存在しない」とされており、その小中一貫教育を推進してきた根拠の一つが失われている。このような状況で小中一貫校を設置すべきではない。	1	いわゆる「中一ギャップ」についての考え方には様々ございますが、小学6年生から中学1年生にあがると不登校が増えるという傾向があります。小学校からの連続性に着目し、小中一貫教育を推進していくことが重要であると考えています。
16	P3		中一ギャップと言うが、子どもはそのギャップを乗り越えて成長していくものである。その「ギャップ」を減らすメリットがあるのか。	1	
3 次なる小中一貫教育の考え方					
17	P5	③ まちづくりとの運動	素案P5の10行目「第四中学校区では、地元組織と市が協働で作成した「まちづくり整備計画（案）」に基づき、小中一貫校について検討されている経緯があり」とあるが、廃校予定の地域の住民の声はどうか、追加記入すべきでは。検討されている経緯があっただけで、賛成しているわけではないと思う。地域住民に説明し、意見を聞くことを要望する。	1	今後、地域住民を対象とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいただくためワークショップや協議会を開催し、設置に向け意見を聞いてまいりますので、原案のとおりとします。
4 次なる小中一貫教育について					
18	P8	(1) 全市的な小中一貫校への移行	小中一貫校になれば、会議や打合せが増加し子どもたちの指導に関わる時間が削られ、教育効果が落ちるのではないかと。	1	具体的な学校運営の方法は、先進市の事例等をもとに、本市に適した形を検討します。
19	P8		今、起こっている問題点が6・3制とどう関係があるのか、一貫制にしたならなぜ・どのように良くなるのか分らない。	1	心身の成長に著しい差異が見られ、小学校だけの指導観では対応しきれない側面があったことから、全国各地で、小中一貫教育が推進されています。 今回お示ししました全市的な小中一貫校への移行により、近年の子どもたちの心身の成長に対応でき、きめ細かな指導につながると考えています。
20	P8		教育課程の編成権がどのように認められるのか、危惧する。	1	教育課程の編成は各学校において行っていますが、小中一貫型小・中学校の場合、小中学校間の協議を経て教育課程の編成を行っていくこととなります。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
21	P8	「施設一体型」小 中一貫校の設置 (第四中学校)	チャイム、運動場、体育館、プールなどの在り方はどのような ものでしょうか。	1	具体的な学校運営の方法や施設の整備については、先進市の事例 や、学校・家庭・地域等の意見を踏まえ、本市に適した形を検討し ます。
22	P8		運動場、行事などにおいて、小学生、中学生の施設を一緒にする のは無理があると思う。	1	
23	P8		運動場、プール、時間など、詳しく説明がほしい。	1	
24	P8		校舎、運動場、体育館、プールなど、小学生と中学生が共用すれ ば、不具合や不都合が生じるのではないか。	2	
25	P8		小学校の45分、中学校の50分のチャイムは日々の教育活動に様々 な制約をもたらすし、また、中学校のプール仕様は、小学校の 低・中学年では危険であり、小学生と中学生が同居することに よって起こり得る問題点は限りが無い。	1	
26	P8		チャイムやプール、運動場の使い方、教職員の会議の在り方、大 規模化など様々な課題が出ている。	1	
27	P8		チャイム、学校の決まり、運動場・プール・校舎の使い方、職員 組織、行事内容等々、開校までに議論しなくてはならないことが 山積している。	1	
28	P8		チャイムの問題、学校行事の問題、運動場や体育館、プール、特 別教室使用の問題、生徒指導上の問題が出てくる。	1	
29	P8		チャイム、クラブ、通学路、定期テスト時の運動場の使用、6年 生の最高学年としての自覚の低下、中学校で頑張ろうという心機 一転できる場がない、荒れた中学生の小学生への影響など、検証 される必要がある。	1	
30	P8		グラウンドの使用、プールや体育館などの施設、1時間の授業時 間数などはどうなるのか。	1	
31	P8		チャイム問題、異なるカリキュラムによる休憩時間の違いによる トラブル、運動場、部活動、職員間の合同会議、最高学年として の自覚と責任がもてない6年生の存在の問題など、どう解決する のか。	1	
32	P8		6歳～15歳までの年齢差が大きな集団で過ごす子どもたちは、体 格でも心の発達からでも良い環境とは思われない。	1	
33	P8		小学校と中学校では教科指導、生活指導など発達段階によって指 導が異なり、それを9学年間の教師で統一するには無理がある。	1	
34	P8		低年齢から高年齢の子どもたちが生活を共にすることで起きる困 難について、どこまで認識し、その対処法はどうするのか。	1	
35	P8		中学3年生と小学1年生が同じ建物で過ごすのであれば、体力の 違いは歴然であり、どのように考えているのか。	1	

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
36	P8	「施設一体型」小 中一貫校の設置 (第四中学校)	施設一体型一貫校では、小学校と中学校の授業時間も違うし、小学生は大きい中学生に畏縮してしまったり、保健室など入りにくいことが危惧される。	1	具体的な学校運営の方法や施設の整備については、先進市の事例や、学校・家庭・地域等の意見を踏まえ、本市に適した形を検討します。
37	P8		小学1年生から中学3年生まで体力も学力も大きな差があるのに、同じ敷地内・校舎に閉じ込めてしまうのは、きめの荒い教育であり、もっと緻密な教育を行うべき。	1	
38	P8		6歳～15歳までの成長・変化の激しい年齢の子どもを一緒にすることで無理があるのではないか。	1	
39	P8		小中一貫校のメリット・デメリットについて、よく分らない。	10	
40	P8		小中一貫校の教育的効果は検証が始まったばかりである。小中一貫教育に、教育的効果があるのかないのか、もっと明らかにするまで小中一貫校設置をすべきではない。	1	
41	P8		他市の例に引っ張られることなく、慎重に検討してほしい。	1	
42	P8		中一ギャップを無くして不登校率の減少に効果があるとのことだが、小中一貫校にしなくても解決できる問題ではないか。	1	
43	P8		施設一体型の小中一貫校の課題に対する解決策がないまま計画を進めることは時期尚早ではなか。	1	
44	P8		施設一体型の小中一貫校を実施している市では様々な課題（生徒指導・教職員連携・チャイム・階段等）があると聞いている。他市・他校の経験、反省を踏まえているのか。	4	
45	P8		施設一体型の小中一貫校で中学生が荒れていた場合、小学生にも影響を与えるのではないか。	1	
46	P8		施設一体型の小中一貫校を建設するための費用はどれくらい必要なのか。	1	多くの教職員で子どもたちを見守ることができ、影響はないものと判断しております。
47	P8		今回の計画は第四中学校区だけだが、全校区でやるとしたら膨大な期間と予算が必要になるが可能か。	1	建設費用については、施設規模等により変動があるため、現時点では回答いたしかねますが、建設に当たっては民間活力の導入等により、コストの削減に努めます。
48	P8		費用に見合う効果があるのであれば、12中学校区全てを施設一体型の小中一貫校にすべきで、年次計画と総予算を示すべきでは。	1	小中一貫校の施設形態については施設一体型が望ましいと考えますが、敷地面積、財政負担、地域特性、まちづくり計画等、様々な角度から計画的に検討を進める必要があると考えています。
49	P8		第四中学校区だけを施設一体型の小中一貫校にすることは不公平であり、その予算を全校的に校舎老朽化の改修等の施設整備に使用してほしい。	11	現在も施設改修を順次行っており、また、公共施設等総合管理計画を踏まえ、個別の施設計画を策定する中で、適切に対応していきま

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
50	P8	「施設一体型」小 中一貫校の設置 (第四中学校)	第四中学校区だけを施設一体型の小中一貫校にすることは不公平であり、その予算を35人学級などの少人数教育の実施に全校的に使うべきでは。	7	他の施策・教育条件の整備について、必要に応じて検討します。
51	P8		第四中学校区だけを施設一体型の小中一貫校にすることは不公平であり、その予算を教職員の配置、温かい中学校給食の実施など、教育条件の整備に使ってほしい。	5	
52	P8		施設一体型の小中一貫校の建設は延期し、支援学級入級児童のダブルカウント制(支援学級の児童もクラス人数を含む)や児童を支援する人員配置を要望する。	2	
53	P8		第四中学校のみ「施設一体型」他は「施設分離型」という考え方のものとなる、成果、理由を示すべきでは。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。 また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていることから、「施設一体型」が望ましいと考え、市民と協働したまちづくりでの計画、敷地面での検討、第27次校区問題審議会の答申等を総合的に検討し、第四中学校区に施設一体型の小中一貫校を設置する計画としました。 今後、各小中学校の児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化や適正配置について「第28次愛屋川市校区問題審議会」に諮問を行い、答申を得る中で、新たな「施設一体型」の小中一貫校の設置等、検討を重ねてまいります。
54	P8		第四中学校区のみがなぜ施設一体型なのか。まちづくりとの関連で計画が進められようとしているが、3つの学校をつぶし、新しい学校を巨額の資金を使って建設することに違和感を感じるし、開発のための学校建設のような感じを受ける。	1	
55	P8		特定の校区だけを一体型にして、他はそうでないという事は、そうでなくてもいいと言う事ではないか。	1	
56	P8		小学校の教育、中学校の教育とを年齢の異なる成長期に何故統一し、巨大化する必要があるのか。	1	
57	P8		素案にあるように本来に良い教育なら第四中学校区だけにせずに全市に小中一貫校を設置するのが筋ではないか、なぜ第四中学校区だけに一貫校を設置するのか理解できない。	1	
58	P8		第四中学校区のみ一体型の小中一貫校を建設し、他の11校区はそのままでは教育条件の平等に反するのではないか、同じ市立学校で1校だけ特別の学校をつくることをどう説明するのか。	1	
59	P8		なぜ第四中学校区なのか。	2	
60	P8		子どもたちの中に格差を生むことになるので、第四中学校区だけが施設一体型で新校舎という計画は納得がいかない。	1	
61	P8		素案から第四中学校区に一貫校がなぜ必要なのか分らない。	2	

No.	責	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
62	P8	「施設一体型」小 中一貫校の設置 (第四中学校)	素案P5に「③まちづくりとの連動」との項目がありますが、その中で、第四中学校のみが施設一体型の計画であることの根拠として見受けられますが、「まちづくり整備計画(案)」は、ここで「地元組織」と言っている地元一部の住民が市と密談して「策定した」ものであり、多くの住民の意向を反映したものでなく、このようなどんなものを根拠に行おうとする第四中学校のみが施設一体型小中一貫校の建設は教育の発展につながると思えない。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていることから、「施設一体型」が望ましいと考え、市民と協議したまちづくりでの計画、敷地面での検討、第27次校区問題審議会の答申等を総合的に検討し、第四中学校区に施設一体型の小中一貫校を設置する計画としました。
63	P8		他の学校と差がつくのではないか。	1	今後、各小中学校の児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化や通正配置について「第28次寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行い、答申を得る中で、新たな「施設一体型」の小中一貫校の設置等、検討を重ねてまいります。
64	P8		小学校と中学校で別々に教育活動をしている現在の教育にどのような弊害があるのか説明してほしい。	1	
65	P8		施設一体型の小中一貫校で教員の配置基準を守ると人を減らすことになるのではないか	1	小中一貫型小・中学校における小・中学校は学級数を基本とし、教職員数が算定されます。義務教育学校の場合も、小学校は「義務教育学校の前期課程」、中学校は「義務教育学校の後期課程」と読み替えるため同様です。
66	P8		地域に根差した小学校を廃止し、遠距離に通学することは困難でありメリットが感じれない。	1	
67	P8		通学時間が長時間になり、交通事故だけでなく、様々な被害に遭う可能性があり安心できない。	1	
68	P8		通学がデメリットになると考える。	1	施設一体型小中一貫校開校後、通学距離が現在より長くなる児童もいますが、安全面には最善を尽くします。
69	P8		小学一年生には遠いのではないか。	1	
70	P8		学校までが長距離になり、天候による困難、交通事故等が考えられ、反対である。	1	
71	P8		施設一体型の小中一貫校は保護者の行事参加が遠のくのではないか。	1	
72	P8		教員の多忙化が問題化の中で、新たに小中一貫校へ移行することとは、異なる負担増につながるのではないか。	4	具体的な学校運営については、先進市の事例等を参考に、本市に適した形を検討します。
73	P8		小学校と中学校では指導が異なるため、全ての教職員が小1から中3までの9年間を把握することは不可能ではないか。	2	
74	P8		移転後も第四中学校、梅が丘小学校の運動場、体育館、プールはうまく活用してほしい。	1	一体化することによって生じる学校跡地の活用については、全庁的な見地で検討を重ねます。
75	P8		一人一人の発達を保障するには小中別が望ましい。	1	小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進め、子どもたち一人一人の学力・心力・体力を更に高めます。
76	P8		第四中学校に仮移転中の明和小学校の給食はどうなるのか。	1	詳細については今後、検討します。

No.	頁	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
77	P8	「施設一体型」小 中一貫校の設置 (第四中学校)	「平成34年4月の開校」を「市民の理解が得られ次第、開校」に変更すべきでは。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指しますが、詳細な内容の決定に際しては、学校、家庭、地域の方々で構成するワークショップや協議会において議論し、市民の理解を得られるよう努めますので、原案のとおりとします。
78	P8		施設分離型の場合、現在の小学校・中学校で分かれている教育と何がどう変わるのか、よく分からない。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進しており、今回お示ししました全体的な小中一貫校への移行により、9年間の目標、学校間の連携による9年間の教育課程の編成により、指導体制の一体化を図られ、より教職員の意識改革が進み、きめ細かな指導につながると考えています。
79	P9	【今後のスケジュール】	明和小学校は平成32年度に100周年を迎える。寝屋川市政の方針は理解した上で、明和小学校の解体を平成32年度以降にしてほしい。	1	平成34年4月の開校を目指した小中一貫校の建設工程の詳細が未定であるため、【今後のスケジュール】の記載を見直します。
80	P9	小中一貫校（小中 一貫型小・中学校 及び義務教育学 校）について	通学距離の上限が4kmから6kmになると、小学一年生では通学が困難ではないか。	3	計画（素案）に記載している「通学距離」については、学校の統合に際して、国が費用を一括負担する基準となる「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」に、「適正な学校規模の条件」として示されているものです。開校に当たっては、通学路の安全面については最善を尽くします。
81	P10	(2) 就学前教育と 小中一貫教育の連 携・連動	就学前教育との連携を進めるとしているが、これらの施設と調整はできているのか。	1	現在においても就学前教育における連携を行っています。今後、は、より効果的なものとなるよう、調整・検討します。
(素案) 全般に関する意見					
82			地域住民との懇談の場を保障するなど、計画決定をする前に市民的議論の場を提供することを要望する。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指しますが、今後、地域住民を対象とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいただくため、学校、家庭、地域の方々で構成したワークショップや協議会を開催します。
83			保護者、地域の人、現場の先生の意見をもっと細かく聞いて検討すべきではないか。	1	
84			本市の公共施設に係る計画については、急がず市民の納得のいく使い方が大切ではないか。中学校区ごとの懇談会や説明会を求め	1	
85			地域は了承しているのか。	1	

No.	質	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
86			子どもたちの健やかな成長を願っているのであれば、市民や現場の先生の声をよく聞き、子どもたちにとってどのような教育が望ましいか検討することが、市の役目ではないか。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指す小中一貫校の詳細について意見をもとに、協議会を開きます。
87			教育フォーラムなどで市民的な議論の場を設けて疑問に答えるなど、じっくりと検討してはどうか。	1	
88			計画（素案）は全中学校区での説明会等をし、理解を得る努力を重ねる必要があるのでは。	1	
89			市民に対して説明会を開催すべき。市民の合意なくして実施することは許されない。	2	
90			学校は生徒（保護者を含む）やそれを育む地域のものであり、十分な説明や意見交換もいまま、一方的に施策を進めるべきではない。	1	
91			計画（素案）は全市民に広く伝えられたいまま、進められようとしていて、後述川市の教育の在り方を大きく変えようとするのであれば、もっと知らせ、全市民的理解を得てからにすべきではないか。	1	
92			子どもたちにとって小中一貫教育が本当に望ましいのかどうか、市民や学校の先生の見解を聞いて検討していただきたい。	1	
93			この計画（素案）知らない人が多い。全市民に向けて丁寧に説明し、慎重に進めてほしい。	1	
94			計画（素案）は全ての教職員に伝え、広く意見を聞くことが大切である。	1	
95			小中一貫校にどのような移行するのかを、現場の教職員の意見を聞き入れるなどしてほしい。	1	
96			教職員、保護者、地域等の声を聴かずに小中一貫校を設置することは反対である。	1	
97			現場で働いている人の意見も聞いてほしい。	1	
98			学校の実情を分かっている教職員にこそ意見を求める必要があるのではないか。	1	
99			地域、教員、保護者の意見をよく聞いてほしい。	1	
100			教職員の声を聞き、計画（素案）の検討からやりなおすべきではないか。	1	
101			市民に分かるように成果や課題等について具体的に説明する場を持つて、慎重に進めてほしい。	1	
102			重大なことであるが、市民にはほとんど知らされていない。先生や保護者は納得しているのか。	1	
103			説明会を開催してほしい。	1	

No.	貫	項目	意見のあらまし	件数	教育委員会の考え方
104			出前講座を実施し、市民に説明し、意見を聞く場を設けてほしい。	1	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指すことが、今後、地域住民を対象とした説明会の開催や、施設一体型の小中一貫校の詳細について意見をいただくため、学校、家庭、地域の方々と構成したワークショップや協議会を開催します。
105			第四中学校区の全世帯に説明会を開くなどして周知することが求められている。	1	
106			小中一貫校の推進には疑問がある。丁寧な説明会や討論を踏まえるべきではないか。	1	
107			寝屋川市が行ってきた小中一貫教育について、市民に広く説明してほしい。	3	本市が平成17年度から推進している小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を行うものであり、寝屋川教育フォーラムや寝屋川市PTA大会などで説明をしてきておりありますが、今後も、様々な機会でも説明してまいります。
108			パブリック・コメントは提出された意見をできるだけそのまま公開してほしい。	1	
109			素案が抽象的なため、具体的な修正意見を考えられない。形骸的で無意味なパブリック・コメント募集ではないか。	1	
110			パブリック・コメントについてホームページや出先機関に資料を置くだけでは市民の意見を聞くことにはならない。	2	今回のパブリック・コメントについては、寝屋川市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の市政への参画を促進することを目的に定めた「寝屋川市パブリック・コメント手続要綱」に基づき実施しています。
111			小中一貫教育という概念について再整理し、その結果を周知し、改めてパブリック・コメントを実施すべき。	1	
112			計画（素案）の実施に反対し、見直しを要望します。	6	本市では平成17年度から義務教育9年間を見通した、継続性・系統性・計画性のある一貫した小中一貫教育を推進することにより、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化や教職員間における情報共有や指導力の向上などの成果が出ています。また、学校の施設形態別の小中一貫教育の成果については、文部科学省の調査において「施設一体型」に最も大きな成果が表れていること等から、平成34年4月に開校を目指すことが、詳細な内容の決定に際しては、学校、家庭、地域の方々と構成するワークショップや協議会において議論し、市民の理解を得られるよう努めます。

寝屋川市小中一貫校設置実施計画(案)

～次なる小中一貫教育に向けて～

平成 29 年 月

寝屋川市教育委員会

目 次

はじめに	P 1
1 小中一貫教育の背景	P 2
2 寝屋川市の小中一貫教育	P 3
3 次なる小中一貫教育の考え方	P 4
4 次なる小中一貫教育について	P 8
(1) 全市的な小中一貫校への移行	
(2) 就学前教育と小中一貫教育の連携・連動	
(3) 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり	
5 おわりに	P 12

はじめに

近年、情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進行など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜くために必要な力を育むこと、社会の変化に柔軟に対応できる力を育むことが、今の教育に求められています。

本市においては、平成 17 年度より全市的に小中一貫教育を推進し、義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進めており、これまでの 11 年間の取組を検証・総括した『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』を平成 28 年 7 月に策定いたしました。

『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』では、小中一貫教育を「推進・指導体制」や「児童・生徒の学び」の視点等で検証した結果、様々な成果・効果が現れる取組となっていることから、今後も継続して推進していく必要があるとの認識を深めたところです。

今後も、更に義務教育全体の質を向上させる取組としていくためには、連携・協力体制面での課題を解消していくことが不可欠であり、教育改革を改めて推進するとともに、今まで以上に学校・家庭・地域との協力を深めた取組を進めていく必要があります。

市教育大綱で掲げられている「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を担う人づくりを推進するためにも、次なる小中一貫教育を掲げ、学校・家庭・地域・市が同じ目標を共有しながら連携・協力する中で、新たな教育行政を推進してまいります。

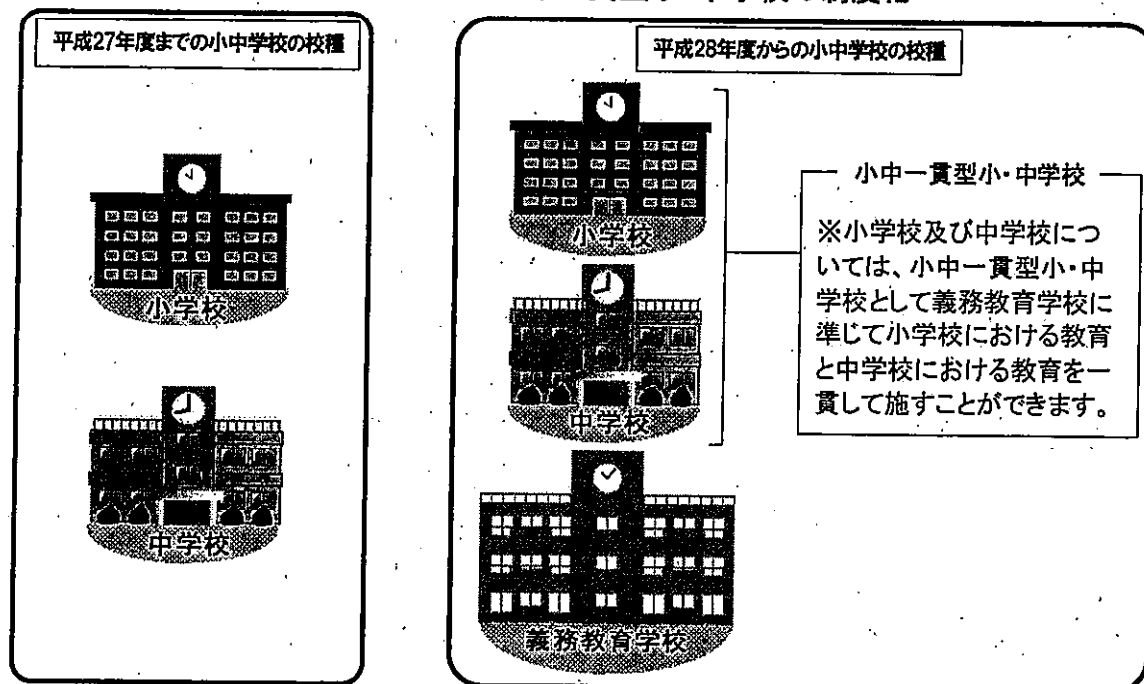
1 小中一貫教育の背景

小学校における学級崩壊や中学校において激増する不登校、少年非行や暴力行為などの低年齢化と問題行動の増加等に対処するため、小中学校が一体となった教科及び生活面での指導が求められていました。また、心身の成長に著しい差異が見られ、これまでのように小学校の1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況となり、子どもの発達段階に小中学校のシステムが対応しきれていない側面がありました。このような背景から、本市と同様に全国各地でも小中一貫教育が推進されており、教育課程特例校制度を活用する等、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。

小中一貫教育については明確な基準等はなく、独自の取組として全国的に展開されていましたが、平成28年4月には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が制度化されました。

また、小中一貫教育の多様化及び弾力化を推進するため、義務教育学校に準じて「小学校における教育」と「中学校における教育」を一貫して施す「中学校併設型小学校・小学校併設型中学校（以下、「小中一貫型小・中学校」という。）」が「学校教育法施行規則」の一部改正により制度化されるなど、既存の小中学校でも小中一貫教育を施すための仕組みが整えられました。

義務教育学校及び小中一貫型小・中学校の制度化



2 寝屋川市の小中一貫教育

寝屋川市においては、平成 17 年度から義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める「小中一貫教育」により、小中学校が一体となった取組が展開され、全中学校区において特色ある中学校区づくりに取り組んできました。

小中一貫教育により、児童・生徒の様々な課題が解消するだけでなく、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化につながっており、学力・体力の向上や不登校の減少等から見ても、確実に成果が見られるほか、教職員間における情報共有や指導力も向上しています。

しかしながら、小中一貫教育 11 年間の取組を検証する中で、更に義務教育全体の質を向上させる取組としていくためには、連携・協力体制面での課題解消に向けた取組を進めていかなければなりません。

これまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題等を踏まえ、次なる小中一貫教育を進めていくためにも、新たなビジョンの共有が不可欠であり、今後もより一層、義務教育全体の質の向上を図る必要があります。

本市における小中一貫教育の歩み・成果等

小中一貫教育の歩み	
平成15年 8 月	第27次寝屋川市校区問題審議会 答申（平成14年 7 月 5 日 諮問）
平成16年12月	・小中一貫教育推進委員会の設置 ・内閣府から「英語教育特区」の認定
平成17年 4 月	小中一貫教育を開始
平成23年 4 月	中学校区を単位とする小中一貫教育を推進（寝屋川12学園構想）

小中一貫教育の成果等	
推進・指導体制	児童・生徒の学び
①市教育委員会と校長会の連携強化	①学力向上 全国学力・学習状況調査や市学習到達度調査等での学力向上
②管理職、教職員の意識改革の推進	②心力向上 道徳教育の充実、自主性を育てる活動の充実、自尊感情の向上
③指導方法への改善意欲、指導力の向上	③体力向上 運動習慣の育成、体力・運動能力の向上、朝食摂取率の向上
④中学校区内における目標等の共有	④英語教育 英検受検率の向上、英語によるプレゼンテーション力の向上
⑤小中学校等における協力・連携強化	⑤生徒指導 生活・生徒指導体制の充実、携帯・ネットいじめ対策の推進、不登校率の減少
⑥特色ある中学校区づくりの推進	⑥支援教育 校内支援体制の充実、巡回参観・教育相談等の充実、早期発見・早期支援に向けた体制の確立
⑦地域の資源や人材をいかした取組の充実	

3 次なる小中一貫教育の考え方

次なる小中一貫教育を推進するに当たり、教育大綱における「夢を育む教育・協育」の基本理念の下、小中一貫教育 11 年間の成果の拡大、更には課題の解決に向けた取組の検討を行うとともに、保護者の方々や教職員から意見を聴取し、児童・生徒にとって効果の高い取組とするための検討も行ってきました。

文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」においても、小中一貫教育の成果指標として示した 43 項目（指導体制・保護者関係強化・地域関係強化等）全てについて、9 年間を見通した教育を施している学校ほど、より多くの成果を認識しているとの結果が報告されています。

このことから『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現が、本市小中一貫教育の更なる推進につながるとの認識の下、2 つの視点から重点的な取組を推進します。

「指導体制の一体化」

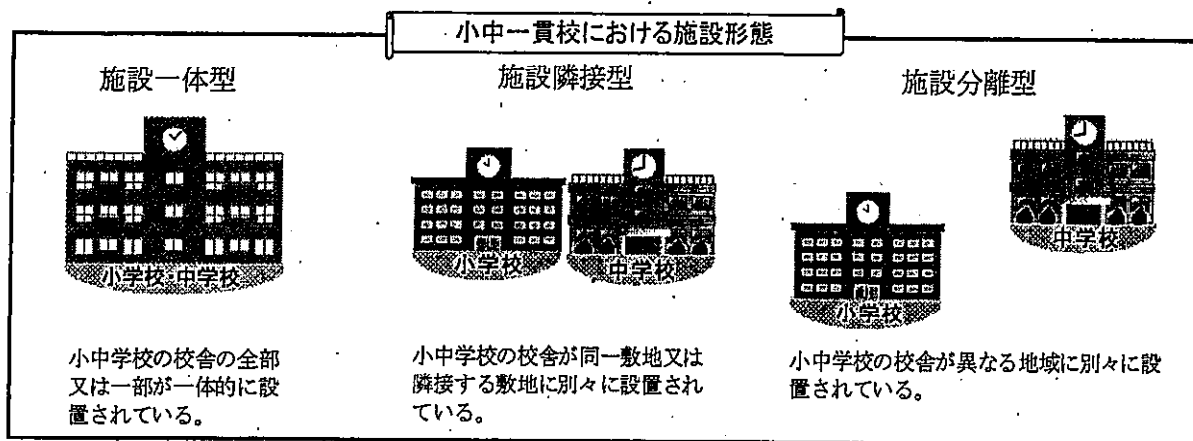
① 小中一貫教育制度の活用

学校教育法に規定する小中学校については、大きく「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」に大別され、地域の実情や児童・生徒の実態など、様々な要素を総合的に勘案して設置者が主体的に判断できるようになっています。

また、「義務教育学校」に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことができる「小中一貫型小・中学校」も制度化されたことから、これまでの取組を拡充していくためにも、新たな小中一貫教育制度を活用し、義務教育全体の質を向上させる取組を、積極的に推進していく必要があります。

② 小中一貫校設置における施設形態

小中一貫校については、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」等、様々な施設形態があります。文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」によると、「施設一体型」に最も大きく成果が表れていることから、「施設一体型」の小中一貫校が望ましいと考えますが、敷地面積、財政負担、地域特性、まちづくり計画等、様々な角度から計画的に検討を進める必要があります。



③ まちづくりとの連動

学校を含む公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域の実情に合った将来のまちづくりを進める上でも重要な要素であり、学校・家庭・地域・市が同じ理念を共有して育てる「協育」を推進するための基盤整備を行っていく必要があります。

本市では、市街地再開発事業や土地区画整理事業（東寝屋川駅周辺地区等）、地区計画制度の活用等、地域の実情に応じた市民と協働したまちづくりが計画的に進められており、地域特性をいかした施策・事業が展開されているところです。

その中で、第四中学校区では、地元組織と市が協働で作成した「まちづくり整備計画（案）」に基づき、小中一貫校について検討されている経緯があり、教育委員会においても敷地の確保や教育施設の整備等の面からの検討も進めています。

また、「第27次寝屋川市校区問題審議会」から出された『寝屋川市立小・中学校の規模と配置の適正化について（答申）』において、第四中学校における「小中一貫の新しい学校づくり」が提案されており、その方向性も視野に入れ、次なる小中一貫教育を検討する必要があります。

以上の視点から、更なる義務教育の質の向上を目指し、全市的な小中一貫校への移行を推進し、これまでの市教育委員会と校長会の連携に加え、小学校と中学校がより一体化された組織の下で、「指導体制の一体化」の実現に向け、次なる小中一貫教育への方策を推進します。

「学びの連続性」

① 就学前教育との連携・連動

幼児期における教育は、その後の学習や人間関係においても大きな影響を与え、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、就学する前段階から目指すべき子ども像を意識した教育を推進し、より長期的な視点で子どもたちを育むことが重要です。

小中一貫教育の前段階である就学前教育と連携・連動した取組を推進し、これまでの小中一貫教育がより継続性・系統性・計画性ある取組となるよう、効果的な体制等を推進する必要があります。

② 家庭・地域との連携

小中一貫教育の推進には、学校だけではなく、家庭・地域も含めた地域社会全体で育てたい子ども像や学校教育目標を共有し、より連携を強めることが必要であり、そのようなお互いの連携の中で、地域の特性をいかしながら、中学校区単位でそれぞれが特色を発揮できるようにし、未来を担う子どもたちを育んでいかなければなりません。

子どもたちが、意欲的で主体となって行動できる力を育むためにも、家庭・地域等の力を最大限に引き出せる体制づくりを積極的に推進していく必要性があり、地域社会で取り組む「協育」をより拡充することができるよう、情報発信や新たな仕組等を含め推進する必要があります。

以上の視点から、「学びの連続性」の実現に向け、小中一貫教育の前段階である就学前教育と小中一貫教育の連携・連動を深めた「教育」の推進、また、家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくりによる「協育」の推進が、子どもたちの生きる力、学ぶ力を育んでいくことにつながるため、既存の取組効果の拡充に加え、新たな取組を推進します。

次なる小中一貫教育の考え方

これまでの取組
(平成17年度～平成28年度)

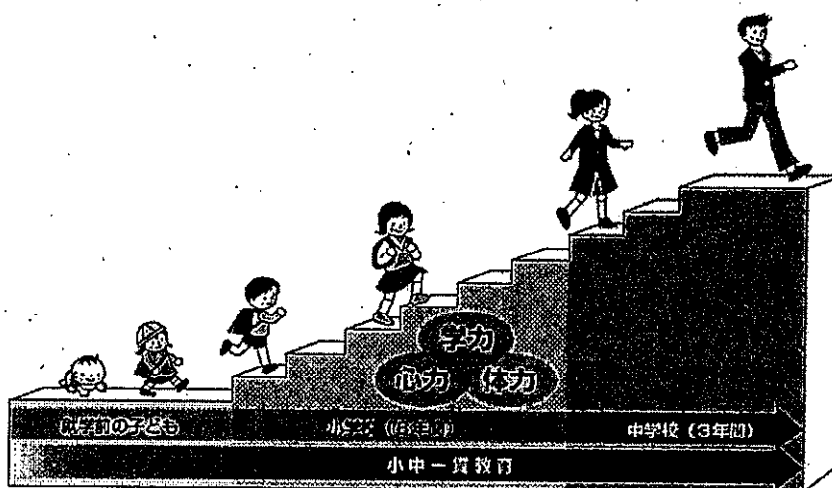
小中一貫教育による実績等

市教育大綱での方向性

取組・成果等

- 推進・指導体制
- 児童・生徒の学び

家庭・地域との連携をより強化し、新たな体制や制度構築を進め、次のステージに飛躍する



これまでの取組を踏まえた方向性等

次なる小中一貫教育

目的	今後の方向性	実施計画
義務教育全体の質の向上	指導体制の一体化 (体制、制度等を含めたより一体的な推進)	全市的な小中一貫校への移行
	学びの連続性 (就学前教育を含めた目標を共有して行う小中一貫教育及び家庭・地域等による地域社会との教育・協育)	就学前教育と小中一貫教育の連携・連動
		家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり

4 次なる小中一貫教育について

(1) 全市的な小中一貫校への移行

小学校と中学校の一体的な運営を図るため、全中学校区を小中一貫校に移行し、それぞれの学校の校長、教職員組織による「指導体制の一体化」を推進します。

「施設一体型」小中一貫校の設置（第四中学校区）

第四中学校区3校（明和小学校・梅が丘小学校・第四中学校）による「施設一体型」の小中一貫校を、「小中一貫型小・中学校」として設置します。

なお、第四中学校区3校の中で最も敷地面積が大きい、現在の明和小学校用地への新校舎建設とし、平成31年4月から明和小学校を第四中学校敷地内に移転し、平成34年4月の開校を目指します。

設置に係るスケジュールの詳細、施設概要等は、寝屋川市小中一貫校推進検討委員会や、第四中学校区3校の学校や保護者、地域の方々と構成する協議会等で検討を重ね、「（仮称）第四中学校区小中一貫校建設計画」を策定するとともに、「義務教育学校」への移行についても検討します。

また、一体化することで生じる学校跡地の活用については、全市的な見地から検討を重ねます。

「施設分離型」小中一貫校への移行（第四中学校区を除く）

現在の小中学校施設を活用して進める、「施設分離型」の小中一貫校とし、平成34年4月に「小中一貫型小・中学校」への移行を目指します。

なお、今後、各小中学校の児童生徒数の中長期的な予測の下、学校規模の適正化や適正配置の検討や、学校施設の整備を行う場合は、「寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行うとともに、寝屋川市小中一貫校推進検討委員会において、地域の特性・特徴、市民の声、整備計画等、様々な角度から検討を行います。

【今後のスケジュール】

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
全12中学校区	9年間の教育目標、系統性・体系的に配慮した教育課程の検討					小中一貫校移行
第四中学校区	実施計画 建設計画	設計・検討	【明和小】 移転	新校舎建設		「施設一体型」 小中一貫校 開校

【参考資料】

第四中学校区3校の児童生徒数について

平成28年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	支援学級	合計
明和小	児童数 41(2)	34(2)	46(3)	54(0)	35(6)	61(2)	15	286
	学級数 2	1	2	2	2	2	4	15
梅が丘小	児童数 47(2)	40(0)	56(2)	45(2)	42(0)	38(3)	9	277
	学級数 2	2	2	2	2	1	2	13
第四中	生徒数 112(2)	86(3)	103(2)				7	308
	学級数 3	3	3				3	12



平成34年度(推計)	前期課程	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	支援学級	合計	施設一体型 小中一貫校 合計
(第四中学校区) 「施設一体型」 小中一貫校	児童数	103	104	89	125	104	90	24	639	児童生徒数
	学級数	3	3	3	4	3	3	5	24	
	後期課程	7年生	8年生	9年生	支援学級					合計
	生徒数	85	69	95	7					
	学級数	3	2	3	3					
									256	学級数
									11	35

※平成28年5月1日現在の学級数・在籍数、平成34年度推計である。()は支援学級で外数である。

※平成34年度の支援学級(学級数・児童生徒数)は、平成28年度の数である。

小中一貫校(小中一貫型小・中学校及び義務教育学校)について(文部科学省 資料より)

	小中一貫型小・中学校	義務教育学校
修業年限	小学校6年・中学校3年	9年(前期課程6年+後期課程3年)
組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	1人の校長 1つの教職員組織
教育課程	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成	
設置形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型等	
設置基準	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用
通学距離	小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内	おおむね6km以内

(2) 就学前教育と小中一貫教育の連携・連動

小中一貫教育の前段階である就学前教育と小中一貫教育の連携・連動を行い、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

① 保育所園、こども園、幼稚園との連携（情報共有・合同研修 等）

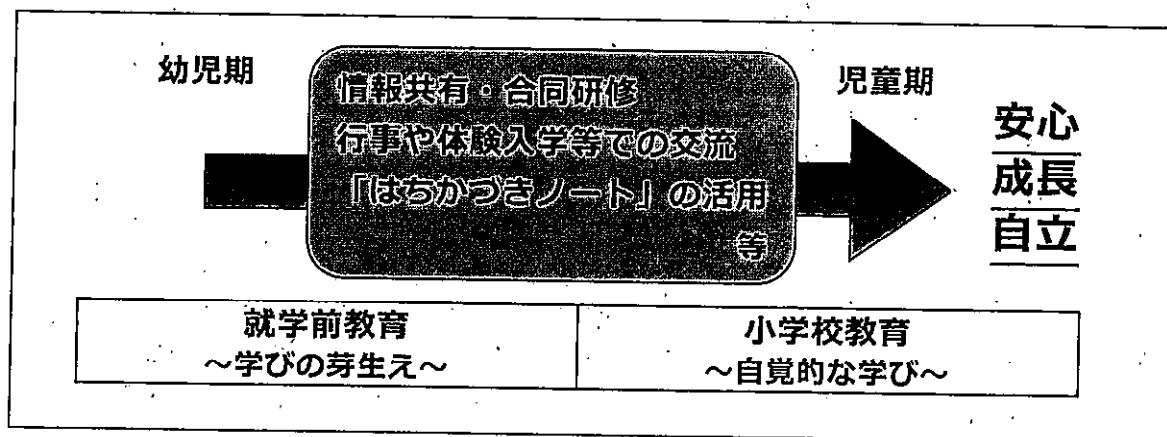
現在、「保育所園・こども園・幼稚園・小学校連携の集い」として、それらに携わる教員・担当者が集まり、円滑な小学校生活のスタートに向けた情報共有・連携が行われていますが、より効果的なものとなるよう、実施方法も含めた具体的な検討を行います。

② 就学前児童と小学校児童との交流

小中学校では、行事等における児童・生徒間の交流も活発に行われており、児童・生徒、互いの成長につながっています。就学前においても、小学校行事への参加や体験入学等、就学前児童と小学生児童が交流する機会を更に充実し、小学校入学後の安心・成長・自立につなげます。

③ 「はちかづきノート」（サポート手帳）の活用

平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、全ての児童・生徒が共に学ぶ機会の拡充が求められています。保護者の参画の下、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ、合理的配慮が個別の教育支援計画に明記され、個別の指導計画の活用や就学前からの確実な引継ぎなど、小中一貫した体制づくりを行うため、市で発行している「はちかづきノート」（サポート手帳）を、積極的に活用します。



(3) 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり

学校・家庭・地域等が連携し、「地域で子どもを育てる、顔のわかる地域」の実現を目指し、青少年の健全育成、子どもの安全見守り等の取組を推進しています。より一層、開かれた学校づくりに向けた情報共有を深め、地域の人材や資源をいかした特色ある中学校区づくりの推進を図ります。

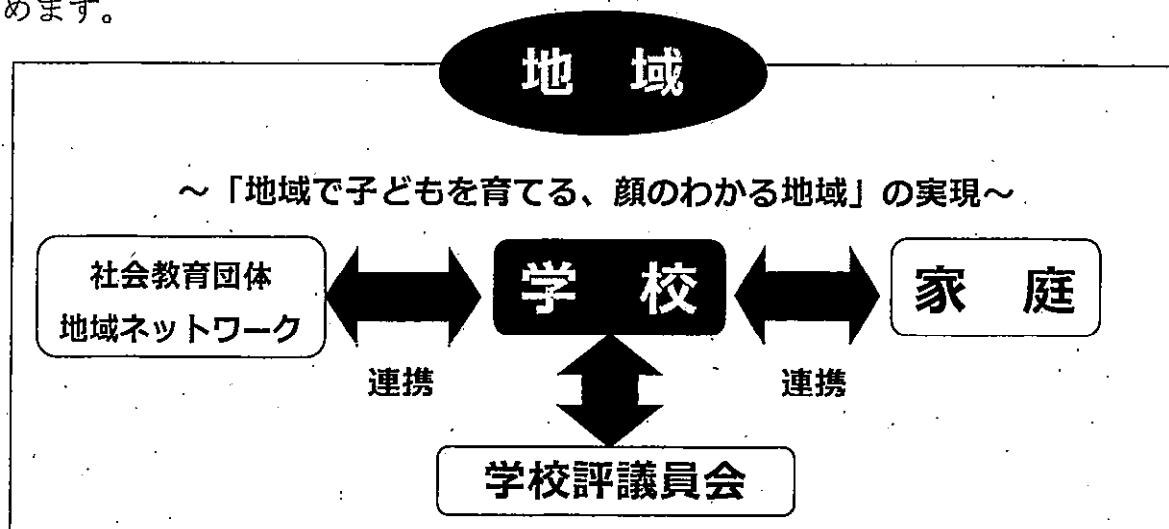
① 特色ある中学校区づくり

保護者や地域の意見をいかした学校運営を行うため、教育活動や授業の参観等、保護者や地域の方々が学校を訪問する機会を設定しており、学校評議員として地域の方も参画し、その学校評議員の意見を踏まえ、学校経営の改善・工夫に努めています。今後、学校評議員の制度をより充実させ、特色ある中学校区づくりに努めます。

② 地域活動を担う団体との連携

市立校園PTA協議会並びに青少年指導員会、地域教育協議会等の社会教育団体との協働や地域協働協議会等の地域ネットワークを活用し、小中学校の垣根を越えた地域での教育力向上や、青少年の健全育成も図られています。

今後、「生活習慣リーフレット」等を活用した、家庭における学習習慣や生活習慣の形成、家庭・地域と共に進める道徳教育の推進等、児童・生徒自らが人生を切り拓き、生き抜く力の育成に向け、地域活動を担う各団体との連携を一層深めます。



5 おわりに

本実施計画は、『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現を目指し、次なる小中一貫教育のスタートのため、平成 34 年度当初に向けた具体的な取組を示したものです。

全国的に小中一貫教育に取り組む自治体は年々多くなっており、今回の制度化により、今後も増えていくと思われます。より一層の学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化に向け、全国各地の様々な事例も参考にしながら、寝屋川市小中一貫教育推進委員会等においても、引き続き検証を行います。

特に、新たな取組でもある「全市的な小中一貫校への移行」については、学校・家庭・地域の共通理解の下、推進する必要があります。その中でも、第四中学校区については、本市初の「施設一体型」の小中一貫校でもあることから、様々な視点から検討を重ね、円滑に開校できるよう準備を進めていき、本市小中一貫教育の先導役として、広くその成果を発信してまいります。

また、「就学前教育と小中一貫教育の連携・連動」、「家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり」については、学校を核とし、家庭や地域の力を結集させ、それぞれの教育力の向上を図り、未来の宝である本市の子どもたちが、夢と希望をもち、力強く将来へ歩みを進めることができるよう努めてまいります。

これらの取組により、本市小中一貫教育を更に推進し、義務教育全体の質の向上を目指します。

さらに、今後の各小中学校の児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化や適正配置について「第 28 次寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行い、答申を得る中で、新たな「施設一体型」の小中一貫校の設置等、検討を重ねてまいります。



寝屋川市小中一貫校設置実施計画

～次なる小中一貫教育に向けて～

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181(代表)
